平成19年第3回瑞穂市議会臨時会会議録(第1号)

平成19年8月13日(月)午前9時開議

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第44号 瑞穂市給食センター条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

追加日程第 1 発議第10号 議案第44号瑞穂市給食センター条例の制定についてに対する付帯 決議について

本日の会議に出席した議員

| 1 番 | 安 | 藤 | 由 | 庸 | 2 番 | 若 | 袁 | 五 | 朗 |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|----|----|
| 3 番 | 浅 | 野 | 楔 | 雄 | 4 番 | 堀 | | | 武 |
| 5 番 | 吉 | 村 | 武 | 弘 | 6 番 | 小 | Ш | 勝 | 範 |
| 7 番 | 藤 | 橋 | 礼 | 治 | 8 番 | 熊 | 谷 | 祐 | 子 |
| 9 番 | 山 | 田 | 隆 | 義 | 10番 | 広 | 瀬 | 時 | 男 |
| 11番 | 小 | 寺 | | 徹 | 12番 | 松 | 野 | 藤四 | 回郎 |
| 13番 | 山 | 本 | 訓 | 男 | 14番 | 桜 | 木 | ゆき | う子 |
| 15番 | 星 | Ш | 睦 | 枝 | 16番 | 棚 | 瀬 | 悦 | 宏 |
| 17番 | 土 | 屋 | 勝 | 義 | 18番 | 澤 | # | 幸 | _ |
| 19番 | 西 | 岡 | _ | 成 | 20番 | 広 | 瀬 | 捨 | 男 |

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| 市 | 長 | 堀 | | 孝 | 正 | 教 職 | 務代 | 〕 亡理 | 長 者 | 福 | 野 | | 正 |
|------|---|---|---|----|---|--------|-----|---------|--------|---|---|---|---|
| 市長公室 | 長 | 広 | 瀬 | 幸匹 | 郎 | 総 | 務 | 部 | 長 | 新 | 田 | 年 | _ |
| 市民部 | 長 | 青 | 木 | 輝 | 夫 | 都ī | 市 整 | 備部 | 長 | 松 | 尾 | 治 | 幸 |
| 調整 | 監 | 後 | 藤 | 仲 | 夫 | 水 | 道 | 部 | 長 | 河 | 合 | | 信 |
| 会計管理 | 老 | 宩 | Ħ | 出 | 渞 | | | | | | | | |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 豊 田 正 利 書 記 棚 瀬 敦 夫

書 記 古田啓之

開会及び開議の宣告

議長(藤橋礼治君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより平成19年第3回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(藤橋礼治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、議席番号17番 土屋勝義君と18番 澤井幸一君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長(藤橋礼治君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議 はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(藤橋礼治君) 日程第3、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず1件目は、監査委員から、地方自治法第 235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は、平成19年6月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございます。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第 199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を同条第 9 項の規定により、監査委員から受けております。監査は、 7 月 23日、都市管理課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でございました。

最後に3件目でございますが、平成19年第2回もとす広域連合議会臨時会について、安藤由 庸君から報告を願います。 1番 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) 1番議席、安藤由庸です。議長より指名をいただきましたので、平成19 年第2回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告をいたします。

第2回臨時会は、7月9日に1日間の会期で開催されました。

広域連合長から提出された議案は3件で、人事に係る議案2件、条例の制定議案1件でした。まず初めに、臨時会開会前の全員協議会で広域連合長の交代について配付資料で報告がありました。広域連合長であった松野前瑞穂市長が5月31日をもって退任され、6月1日から内藤正行副連合長が広域連合長の職務を代理しておりましたが、広域連合の規約に基づき、瑞穂市長、本巣市長、北方町長の3人による広域連合長選挙が6月7日に行われ、堀瑞穂市長が広域連合長に当選されたとの報告でした。

臨時会開会後、まず常任委員会委員の補充選任が行われました。これは、当市より新たにもとす広域連合議会議員として選出された浅野楔雄議員を療育医療衛生常任委員会委員へ補充選任したものであります。

次に、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙が行われました。これは、同委員及び補充員が7月11日で任期満了になるためで、選挙の結果、選挙管理委員会委員に船坂俊彦氏、浅野邦夫氏、青木為彦氏、大西俊巳氏が、それから補充員に飯尾秀和氏、内藤準一氏、酒井聖一郎氏、浅井眞澄氏が当選されました。

この後、広域連合長から提案理由の説明を受けました。

人事に係る議案は、監査委員の選任についてと公平委員会委員の選任についてでした。監査委員の選任については、大野龍静監査委員の任期満了に伴い、新たに横山明氏を選任するため議会の同意を求めるものでした。公平委員会委員の選任については、吉田澄夫公平委員会委員の任期満了に伴い、再度同氏を委員に選任するため議会の同意を求めるものでした。

条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行による収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止に伴い、関係条例の整理に関する条例を制定するものでした。

提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決を行いました。結果は、 いずれの議案も同意、または可決されました。

以上、平成19年第2回もとす広域連合議会臨時会の報告といたします。これら臨時会の資料は議会事務局に保管してありますので、ごらんください。

議長(藤橋礼治君) ありがとうございました。

以上で、報告しました3件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと 思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第44号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(藤橋礼治君) 日程第 4 、議案第 44号瑞穂市給食センター条例の制定についてを議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 提案になりました議案第44号瑞穂市給食センター条例の制定について、 瑞穂市給食センター条例案を別紙のとおり提出するものでございます。平成19年8月13日提出。

提案理由でございますが、新市建設計画の公共的施設の統合整備方針に基づきまして、瑞穂市学校給食穂積共同調理場及び同巣南共同調理場を廃止し、新たに瑞穂市給食センターを統合設置するため、市条例の制定を行うものでございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長(藤橋礼治君) これで提案理由の説明は終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時22分

再開 午後3時34分

議長(藤橋礼治君) ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第44号を、会議規則第37条第3項

〔「異議なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案 第44号は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより議案第44号瑞穂市給食センター条例の制定についての質疑を行います。

の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 議席番号19番 西岡一成でございます。

本議案につきまして御質問を申し上げたいと思います。

まず新条例は、旧瑞穂市学校給食共同調理場設置条例の条文に比べまして、10ヵ条から6ヵ条になっておりますけれども、旧条例の4条は給食の対象ということであります。条文の内容は、共同調理場は別表に定める区分により児童・生徒及び職員を対象として給食を実施する、こういう規定であります。6条につきましては、所長の職務として、所長は共同調理場に属する事務をつかさどり、所属職員を指揮監督をする。それから8条につきましては、運営委員会は次に掲げるもののうちから委員18人以内をもって組織するということで、1号から6号まで

規定をされております。そして、9条は委員の任期ということで、委員の任期は1年とする。 ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。こういう4ヵ条が抜けておりまして、6 ヵ条になっているわけであります。そのうち、今の8条の委員の定数と9条の委員の任期につ きましては、運営委員会規則の方に移されております。

そこでお聞きをしたいんですけれども、どうしてそういうふうなことになったのか、その理由、考えというものはどうなのか。とりわけ規則に移した運営委員会の内容につきましても、旧条例の第7条の2項と3項が削除をされておりますが、それはどういう理由によるものなのか、明らかにしていただきたいと思います。ちなみに、第7条の第2項を読みますと、運営委員会は、共同調理場運営に関する重要な事項について審議し、所長に提言する、こういう規定であります。3項につきましては、運営委員会は前項の審議を行うため、これに必要な調査・研究等を行うということで、旧条例の運営委員会の規定は非常に丁寧な規定をなされておるわけでありますけれども、新条例におきましては極めて簡略化された規定になっておるということであります。やはり基本的には、条例の中で給食センターの基本に係る部分については明確に規定をする、そのことが住民に対する一つの責任ではないかというふうに思います。組織規則にゆだねるということになりますと、それは議会の議決を経ないわけでございますので、執行部の方がその裁量において、いつでもどこでも、どういうふうにでも変えることができる条例というものにすべきであるというふうに思いますが、その点について執行部のお考えをお聞きしておきたいと思います。

まずその大前提でもう一つだけ言っておきますけれども、第1条で「学校給食法の趣旨により」というところがありますけれども、学校給食法の趣旨というのは一体どういうことなのか、 学校給食法に基づいて説明を改めてお願いをしておきたいと思います。

それから「教育効果の向上」というふうにありますけれども、「学校給食法の趣旨により教育効果の向上」というのは一体具体的にどういうことをお考えになっておられるのか、そのことについて、あわせてお聞きをしておきたいと思います。以上であります。

議長(藤橋礼治君) 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者(福野 正君) ちょっと質問と前後しますが、「学校給食法の趣旨により教育効果の向上及び安全な給食の効率的な実施を図るため」というくだりでございますが、学校給食法の第2条に、学校給食の目標が掲げてございます。四つありますが、一つが、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うことです。2番目が、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。3番目が、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。4番目が、食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くことの目標について、このことを理解して、趣旨にのっとって学校給食をすることによって教育効果の向上及

び安全な給食の効率的な実施を図る。給食の食材、あるいはお便りだとか、それからいろんな場面をとらえて、栄養士が学校の中にも実は回って、いろいろ授業をしておるわけですが、そういうことを通して、先ほど言いましたような学校給食の目標を達していくということだと思っております。

それから、新しい条例といいますか、基本立てでございますが、10条あったのを6条にしておりますが、設置条例でございますので、設置、それから名称及び位置、管理、管理というのは建物を建てて、それを教育委員会が管理するんだよということでございますし、あと職員は所長その他必要な職員を置く。運営委員会、給食センターの運営をするために運営委員会を置く。あと第6条が規則委任でございますが、教育委員会がこれを受けて、いろんな運営に必要な規則を教育委員会が会議に諮って別に定めていくという内容のものでございます。

抜けた条文で言いますと、それぞれ旧の方の設置条例にありました 4 条は、給食の対象、あるいは 6 条は職務、所長は所属職員を指揮監督するという職務でございますが、これは給食センターの運営規則の方へ委任をしていくというものでございますし、 8 条、 9 条、委員の定数、あるいは委員の任期については、新たに給食センターの運営委員会規則というのを整備して、そちらの方で運用していきたいという内容で整理をさせていただいたという経緯でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) あまりよく理解ができなかったのでありますけれども、簡単にお聞きをしておきますけれども、旧条例の8条の委員の定数、並びに9条の委員の任期というものが運営委員会規則にゆだねられております。ですから、これを再度、先ほどの私の発言の趣旨を踏まえて条例に規定をする。そのことについて、その気があるかどうか。今後検討する気があるかどうか。そして、旧条例の4条の給食の対象、並びに6条の所長の職務、これは全協の中で具体的にお出しをいただきたいということで、5条規定の運営委員会規則、並びに6条の規定に基づく運営規則をお出しいただきたいということで、その内容を見ましたら、この旧条例の4条の給食の対象、並びに6条の所長の職務が規則の方に規定をされておりました。ですから、この件についても条例の中にきちっと移しかえて規定をするということが大事ではないかというふうに思うんでありますけれども、その点について答弁を求めておきたいと思います。議長(藤橋礼治君) 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者(福野 正君) これは見解の相違といいますか、私どもは本日出させていただきましたのは、給食センターの設置条例としてはこの部分で、あとは規則委任、教育委員会の会議に諮って規則を設けて、教育委員会が所管しているということですので、教育委員会の方で規則をつくらせていただいて運用していきたいという思いで本日は出させていただいた

わけです。以上です。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 議席番号2番、翔の会、若園五朗です。

今回の議案第44号の瑞穂市給食センター条例の制定の件ですけれども、その提案理由の中に、 巣南の共同調理場を廃止するということでございます。先ほど全員協議会の方でいろいろと議 論されたんですけれども、これには国庫補助、あるいは起債等があるかと思いますが、今回、 きょうの議案が通れば行政財産から普通財産に変わるとなれば、その目的を早く実現する計画 をどのように考えてみえるか。あとは、その底地は借地となっています。今後、この土地につ いての問題と施設の今後の運用について市長にお伺いします。以上です。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 私の方からお答え申し上げます。

後の使用の目的等々については、いろいろ想定されるわけでございます。このことにつきま しては、庁内におきまして十分検討しまして、また議会にお諮りしまして、最もいい形で利用 してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) その中で、早期に執行部の方でプロジェクトチームをつくって、瑞穂市の総合計画に合わせた位置づけで、早期に実現をお願いしたいと思いますが、もう一回、市長、利用目的をはっきりして、早く活用してほしいんですけれども、そのことを一言お願いします。早くやるよと。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 今はスピードの時代でございますけれども、いずれにしましても、できるだけ早く検討をさせていただきまして、所管の委員会等にもまずお話を申し上げて、そして議会の皆さんにお諮りを申し上げていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号瑞穂市給食センター条例の制定についてを採決いたします。

議案第44号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(藤橋礼治君) 起立全員です。したがって、議案第44号は可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時51分

議長(藤橋礼治君) ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま若園五朗議員ほか4人から、発議第10号議案第44号瑞穂市給食センター条例の制定についてに対する付帯決議についてが提出されました。

追加日程第1 発議第10号について(趣旨説明・質疑・討論・採決)

議長(藤橋礼治君) 発議第10号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) ただいま議長より、給食センター条例の付帯決議についての発言の許可を得ましたので、議席番号 2番 若園五朗、翔の会でございますが、お手元の方に配付してございます資料を朗読させていただきます。皆さん、よく見ておってください。

議案第44号瑞穂市給食センター条例の制定についてに対する付帯決議について。上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出させていただきます。

提出者、若園五朗、賛成者、棚瀬悦宏議員、賛成者、広瀬時男議員、賛成者、小寺徹議員、 賛成者、広瀬捨男議員。提出者1名、賛成者4名をもって付帯決議を提出いたします。

提出の理由、瑞穂市給食センターの設置に当たり、その運営について十分に検討された運営を求めるため。

議案第44号瑞穂市給食センター条例の制定に当たり、瑞穂市給食センターの運営について十分に検討された運営を求める決議。

瑞穂市給食センターが9月1日から業務を開始するに当たり、瑞穂市給食センター条例の制 定が本日提案されました。

給食センターの運営に当たり、次の事項について十分検討されたい。

一つ、給食の配送業務に当たっては、人材派遣として計画されていますが、この派遣業務が

3年後には業務委託になり、この配送業務が派遣業務として可能かどうか、将来のことも含めて十分検討された長期計画のもとに実施されたい。この1番につきましては、3年後には業務用となれば別の青ナンバーといいますか、業務となっていきますので、その段階で今言っている、市からみずほ公共サービス等へ例えば出す場合、今、日々雇用でやっている人件費がいいのか、あるいは業務委託がいいか、十分この時点で精査されたいという意味でございます。

2番、行政財産である瑞穂市学校給食巣南共同調理場は、国庫補助を受けており、現在、補助金等適正化法の対象物件でございます。よって、今回廃止されることとなり、この施設の今後の活用を十分検討され、有効に利用されるよう計画されたいと。

3番、今回の条例は、遅くとも本年6月議会までに提出すべきであり、今後は早く処理されるよう特に注意をお願いしたい。また、こうした事業計画の決定後には、所管の常任委員会に協議されたい。今回のこの条例につきましても、文教常任委員会等、協議会、常任委員会で十分議論され、こういう問題がある程度整理されて議案に出てきたと思いますが、議案等をなるべく早く事務方に出してもらって、議会とのコンセンサスを十分とってもらって、円滑な運営をされることを望みます。

4番、条例を再度精査され、9月定例会で見直しをお願いしたい。特に給食の対象、所長の職務、運営委員会の役割と定数などを明記されたい。お手元にございます資料、合併するときには瑞穂市学校給食共同調理場設置条例ということで、今言っていました管理、あるいは運営のあり方、運営委員、あるいは職員の職務等を明確にしております。そこら辺も十分精査され、条例の一部改正を十分議論され、9月定例会に提出されることをお願いします。

5番、人材派遣及び派遣業務を計画するに当たっては、市として派遣に適した業務なのか等、明確な指針を策定されたい。今、市としてはいろんな業務を外部委託しております。例えばみずほ公共サービスに受付業務、あるいは今回の給食センターの配送業務、あるいは調理業務につきまして、いつも議案が出たときにこのことばかり議論することはかないませんので、今回、市としての方針として、みずほ公共サービスに出すためには、入札制度をきちっとするなり、あるいは今いう単価なり、こういう契約、保険等のことも明確にし、こういう事業についてはこういうことを条件でお願いする。もし単価が高ければ、市の方で入札制度を設けてやらせてもらうよと。何でも丸投げして、随契でやるんじゃなくて、きちっと精査してほしいということで5番の項目を出させていただきました。以上でございます。

議長(藤橋礼治君) これで趣旨説明は終わります。

お諮りをいたします。発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略する

ことに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) これで討論を終わります。

これから発議第10号議案第44号瑞穂市給食センター条例の制定についてに対する付帯決議についてを採決いたします。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(藤橋礼治君) 起立多数です。したがって、発議第10号は可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長(藤橋礼治君) 会議を閉じます。

平成19年第3回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。

大変長時間御苦労さんでございました。ありがとうございました。

閉会 午後3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 1 9 年 8 月 1 3 日

| 瑞穂市議会 | 議 | 長 | 蔝 | 緌 | 치 | 治 |
|----------|-------------|----|------|-----|----|----|
| かい 田 田 女 | □ ∓Σ | LX | DSK. | 110 | TL | /□ |

議員 土屋勝義

議員澤井幸一